

# 岐阜県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱

平成18年3月22日制定  
平成22年12月17日一部改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県都市計画審議会運営規程(平成10年3月24日制定。以下「運営規程」という。)第9条の規定に基づき、岐阜県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議非公開の手続)

第2条 審議会の会議に出席した委員(議事に関係ある臨時委員は除く。以下同じ)から運営規程第6条第2号の場合に該当する旨の発議があった場合は、会長は審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。

2 会議の途中においても、前項に規定する手続により、審議会の会議を非公開とすることができるものとする。

## (会議の傍聴)

第3条 傍聴人(報道関係者を除く。以下本条において同じ。)の定員は、概ね10人とする。

2 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。ただし、傍聴人が定員に達した場合は、直ちに受付を締め切るものとする。

3 前項の規定に関わらず、受付開始の時点で傍聴希望者(報道関係者を除く。)が傍聴人の定員を上回った場合は、抽選により決定する。

## (傍聴人の制限)

第4条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者

(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者(報道関係者であって、会長の許可を受けた者は除く。)

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

## (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。

(2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。

(3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。

(4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。(報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。)

(8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

## (会議開催の周知)

第6条 審議会の会議の開催は、運営規程第3条第1項の会長の招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員その他必要な事項を示して周知するものとする。

## (会議資料の公表)

第7条 会議の資料、会議の結果及び議事録については、公表するものとする。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則  
この要綱は、平成 18 年 3 月 22 日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日より施行する。